

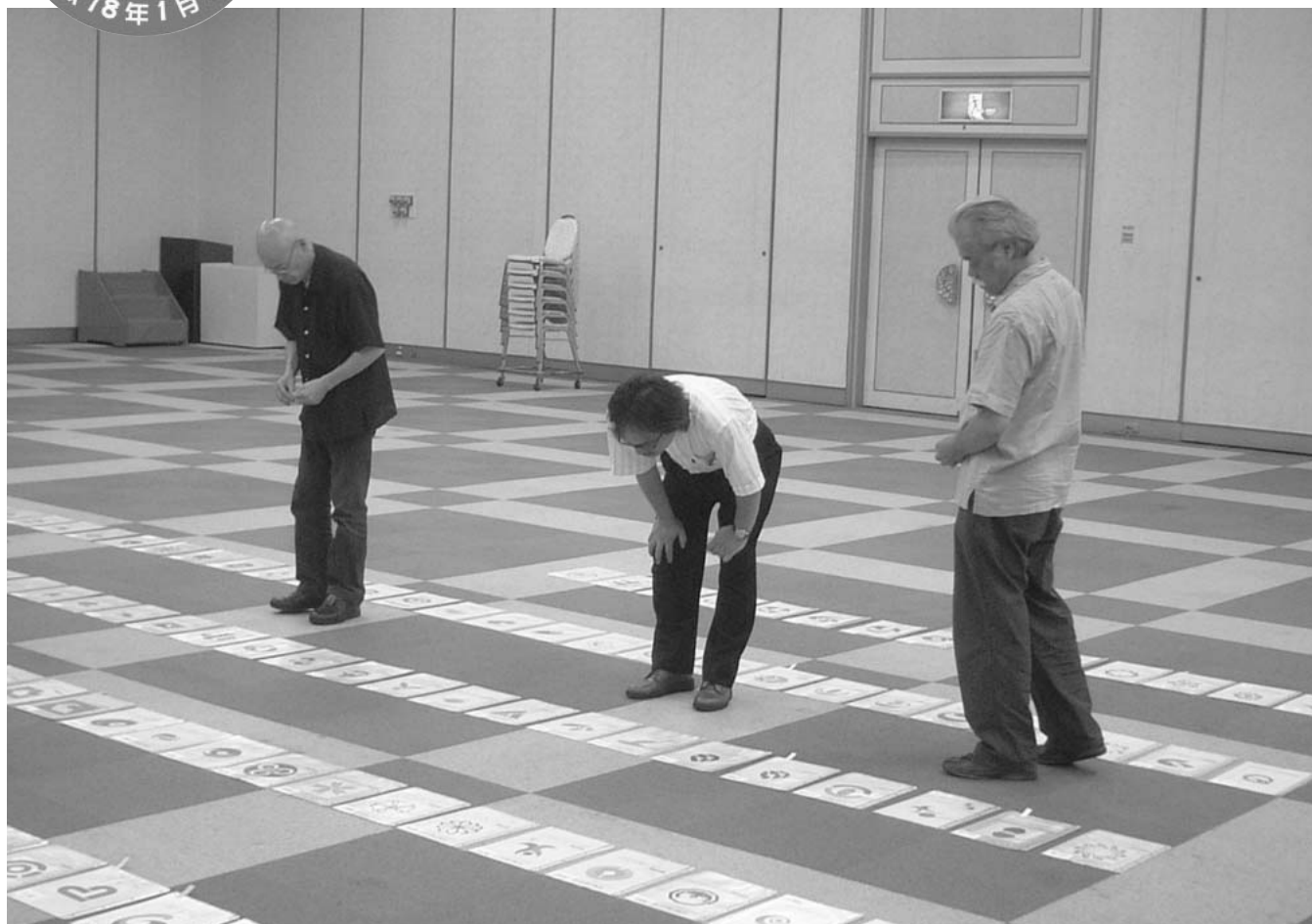


津市/久居市/河芸町/芸濃町/美里村/安濃町/香良洲町/一志町/白山町/美杉村

津地区

# 合併協議会だより 第28号

平成17年9月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



市章デザイン選考の様子

## 新「津市」市章デザインの選考始まる

全国から1,327点のご応募をいただいた新「津市」市章デザインの選考が始まりました。

現在選考中ですが、今後実施する構成市町村の住

民アンケートの結果などを参考にして、10月下旬に開催する合併協議会で採用作品1点を決定する予定です。

### 目次

- |   |                           |                              |  |
|---|---------------------------|------------------------------|--|
| 1 | 新「津市」市章デザインの選考始まる         | 9                            | 新「津市」市章デザイン募集結果<br>お便りのご紹介             |
| 2 | 第40回津地区合併協議会での議事          | 10                           | 新「津市」観光情報                              |
| 5 |                           | 新「津市」発足記念事業のアイデアを<br>ご提案ください |  |
| 6 | 新「津市」行政組織機構図              | 11                           | 合併PR事業<br>市町村合併についてご意見・ご要望を<br>お寄せください |
| 7 |                           | 最近の動き                        |  |
| 8 | 平成18年1月1日の新「津市」誕生<br>に向けて | 12                           | 協議会の開催予定<br>構成市町村の人口                   |

# 第40回津地区合併協議会での議事

7月25日、津市役所大会議室で第40回合併協議会が開催されました。

報告事項では、平成16年度津地区合併協議会歳入歳出決算と情報システム部会や財産管理部会など、7部会の事務事業詳細調整が報告され、すべて承認されました。

協議事項では、平成17年度津地区合併協議会補正予算や新市の行政組織機構条例（案）、また、3部会の事務事業詳細調整結果を協議しました。

なお、次回協議会で協議予定の事務事業詳細調整結果の協議事項2件と報告事項2件が提案されました。

また、新市の市章デザインの応募結果と今後のスケジュールが報告されました。

議事の内容は次のとおりです。

## ◆報告事項◆

議 題	結 果
①平成16年度津地区合併協議会歳入歳出決算について	①原案承認
②情報システム部会の事務事業詳細調整について	②原案承認
③財産管理部会の事務事業詳細調整について	③原案承認

## 平成16年度

### 歳入歳出決算

平成16年度の津地区合併協議会の歳入歳出決算は、収入額5,717万6,247円に対し、支出額が2,822万2,264円となりました。

## ◆歳 入◆

(単位：円)

款	項 目	内 訳	予算現額	収入済額
1	分担金及び負担金		50,000,000	50,000,000
	1 負担金	構成市町村負担金	50,000,000	50,000,000
2	県支出金		5,000,000	5,000,000
	1 県補助金	合併推進補助金	5,000,000	5,000,000
3	繰越金		2,176,000	2,176,041
	1 繰越金	前年度繰越金	2,176,000	2,176,041
4	諸収入		2,000	206
	1 預金利子	預金利子	1,000	206
	2 雑 入	雑収入	1,000	0
歳 入 合 計			57,178,000	57,176,247

## 議 題

## 結 果

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| ④市民部会の事務事業詳細調整について（その2）  | ④原案承認 |
| ⑤福祉保健部会の事務事業詳細調整について     | ⑤原案承認 |
| ⑥産業労働部会の事務事業詳細調整について     | ⑥原案承認 |
| ⑦上水道部会の事務事業詳細調整について（その2） | ⑦原案承認 |
| ⑧教育文化部会の事務事業詳細調整について     | ⑧原案承認 |

## ◆協議事項◆

## 議 題

## 結 果

- |                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| ①平成17年度津地区合併協議会補正予算（第1号）について | ①原案可決              |
| ②津市行政組織機構（案）について             | ②原案確認              |
| ③財産管理部会の事務事業詳細調整の協議について      | ③原案確認              |
| ④福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について      | ④原案確認<br>(※一部継続協議) |
| ⑤教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について（その2） | ⑤原案確認              |

## ◆歳 出◆

(単位：円)

款	項 目	内 訳	予算現額	支出済額
1	総務費		14,864,000	9,629,113
	1 総務管理費	委員報酬	2,060,000	1,786,400
		普通旅費	1,880,000	157,720
		消耗品費	4,666,000	2,884,483
		燃料費	75,000	55,362
		食糧費	261,000	228,711
		印刷製本費	80,000	76,230
		光熱水費	70,000	37,919
		修繕費	200,000	0
		通信運搬費	848,000	670,032
		保険料	13,000	12,090
		委託料	560,000	400,050
		使用料	140,000	127,106
		事務用機器借上料	2,087,000	1,956,045
		自動車リース料	249,000	246,750
		事務用備品購入費	200,000	0
		負担金	1,375,000	990,215
		賠償金	100,000	0
2	事業費		42,014,000	18,593,151
	1 事業推進費	謝礼	1,330,000	0
		消耗品費	4,800,000	2,838,629
		食糧費	30,000	22,134
		印刷製本費	13,317,000	9,182,672
		手数料	905,000	655,469
		広告料	2,680,000	161,700
		委託料	18,802,000	5,610,727
		使用料	150,000	121,820
3	予備費		300,000	0
	1 予備費	予備費	300,000	0
歳 出 合 計			57,178,000	28,222,264

## 平成17年度津地区合併協議会 補正予算（第1号）

平成17年度の合併協議会予算について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ625万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,895万4千円とすることになりました。

## 津市行政組織機構（案）について

津市行政組織機構（案）は、6、7ページの津市行政組織機構図と津市庁舎の各課配置が確認されました。



事務事業の調整内容については、既に基本的な方向が確認されていますが、さらに詳細な調整内容を協議の結果、一部の内容を除き、すべて確認されました。

## 財産管理部会の事務事業詳細 調整結果

### 【建設工事等の入札参加資格、業者選定など（統一時期は合併と同時）】

新市が発注する工事、または、製造の請負などに係る一般競争入札、または、指名競争入札などを行うにあたり、建設業者などに必要な資格要件を設定し、競争入札などに参加させる建設業者などを公正に選定する。

#### 1. 入札制度

- ①条件付一般競争入札—設計金額が1億5,000万円以上の工事等
- ②公募型指名競争入札—土木一式、建築一式、ほ装、管、電気、塗装、防水、造園、内装仕上工事のうち、設計金額が1億5,000万円未満で一定金額以上の工事並びに測量、建築コンサルタントのうち50万円超の委託
- ③地域公募型指名競争入札—土木一式、建築一式、ほ装、管、電気、塗

装、防水、造園、内装仕上工事のうち、設計金額が一定金額未満で130万円超の工事

④参加意思確認型指名競争入札—公募型及び地域公募型指名競争入札以外の指名競争入札工事などのうち、設計金額が1億5,000万円未満で130万円超の工事（委託は50万円超）

⑤随意契約—設計金額が130万円以下の工事（委託は50万円以下）

⑥特定建設工事共同企業体による競争入札—設計金額が5億円（建築一式：7億円）以上の建設工事で技術的難度が高いもの

※上記②、③における「一定金額」については、次のとおりとする。

ア) 土木一式、建築一式工事においては当面5,000万円とし、段階的に2,500万円に引き下げる。

イ) ほ装、管工事においては当面1,500万円とし、段階的に500万円に引き下げる。

ウ) 電気、塗装、防水、造園、内装仕上工事においては当面1,000万円とし、段階的に公募型指名競争入札に切り替える。

※地域公募型指名競争入札の地域条件については、次の優先順位に基づき、対象業者数が20を超えるよう順次拡大する。

ア) 工事施工場所の所在旧市町村の区域（津市と香良洲町の区域は一体のものとして取り扱う。）に本店を有する当該工事の格付業者

イ) ア) の上位格付業者

ウ) 工事施工場所の所在旧市町村が属するブロック（久居工事事務所管内のブロック、本庁管内の旧安芸郡のブロック、または、津市・香良洲町のブロック）内の旧市町村の区域に本店を有する同ランクの格付業者。

〔当該ブロックにおいて、当該登録業者数が少ない旧市町村（同数の場合は、工事施工場所に近接する旧市町村）から順次加える。〕

エ) ウ) の上位格付業者

オ) 他のブロックに拡大してウ) と同様に拡大選定

#### 2. 入札参加資格要件

- ①税の完納
- ②許可（登録）
- ③技術者の配置

④経営事項審査における完成工事高（営業収入金額）

#### 3. 業者選定

業者選定は、新市内に本店を有する業者を優先して選定する。

新市内本店業者のうち土木一式、建築一式、ほ装、管工事業者については、経営事項審査結果、前年度工事成績、指名停止期間および施工体制点検結果による採点、さらに経営事項審査における完成工事高、技術者数を基に業者の格付を行い選定する。

ただし、前年度工事成績、施工体制点検結果については、平成19年度からの加味とする。上記の業種以外については、経営事項審査結果を基に業者の格付を行い選定する。



### 【物品等に係る入札参加資格、業者選定など（統一時期は合併と同時）】

新市が発注する物品の売買や業務委託などに係る一般競争入札、または、指名競争入札などを行うにあたり、必要な資格要件を設定し、競争入札などに参加させる業者を公正に選定する。

#### 1. 入札制度

地方自治法施行令第167条、または、第167条の2の規定に基づき、指名競争入札、または、随意契約による契約とする。

ただし、予定価格2,000万円以上の財産の買入れにおいては、条件付一般競争入札による契約とする。

#### 2. 入札参加資格要件

- ①税および国保料の完納
- ②資格（免許・許認可）…必要とされる場合のみ

#### 3. 業者選定

業者選定は、新市内に本店、支店、営業所などを有する業者を対象とし、

該当がない場合は、市外業者を選定する。

なお、各総合支所において発注する物件のうち下記のものについては、旧市町村における本店業者を優先的に選定することとする。

- ①各総合支所で購入する物件のうち、新市物品会計規則に定める契約事務代行物品表に基づく総合支所総務課長代行によるもの、単価契約以外の原材料および賄材料の購入
- ②各総合支所に係る業務委託のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の委託に係る随意契約の範囲

**福祉保健部会の事務事業詳細調整結果**

【母子福祉年金および児童援護金事業、母子家庭等高等学校通学費助成、母子・寡婦福祉事業（統一時期は平成18年4月1日）】

1. 目的

母子福祉年金、児童援護金、母子家庭等高等学校通学費助成など合併関係市町村で実施してきた事業を見直し、母子等福祉事業として次の事業を実施し、母子等福祉の増進を図る。

2. 事業内容

(1) 児童扶養手当の支給限度額を超える一定の所得額の児童扶養手当対象世帯に対し、児童援護金を支給する。

①対象者

児童扶養手当対象世帯で、受給者本人の所得制限により、全額支給停止となった者のうちその所得額が規定する所得の範囲内である者

②支給内容

ア) 子ども（0歳から18歳まで）1人につき、その所得にあわせて月額8,030円から支給額が1,000円をくだらない階層までを支給する。

イ) 2人目の子どもは、月額2,500円を加算する。

ウ) 3人目以降は、1人につき月額1,500円を加算する。

エ) 国が定める児童扶養手当の支給額を考慮し、減額や増額の改定があった場合は、それに準ずる。

また、申請から5年を経過した場合および母子となった日から7年を経過した場合に国の定める基準を考慮し、一部支給を制限する。

③児童援護金支給一覧

下記一覧表のとおり

(2) 母子または父子家庭などの児童について、小学校入学時および中学校卒業時に下記の金額を上限に予算の範囲内において図書券を支給する。

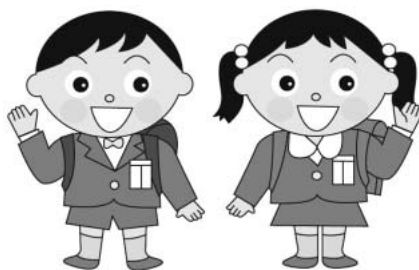
①対象者

母子、または、父子の家庭などの児童

②支給内容

ア) 小学校入学者は5,000円の図書券

イ) 中学校卒業者は5,000円の図書券



【心身障害児(者)福祉年金給付事業（統一時期は平成18年4月1日）】

1. 目的

心身障害児童の保護者に心身障害児童福祉年金を支給することにより、これらの児童の生活の向上と福祉の増進を図る。

2. 対象者

新市内に住所を有する3歳以上20歳未満の者で、以下に該当する者の保護者とする。

ただし、障害児福祉手当の支給を受ける者には、適用しないものとする。

①身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する1級から3級までの障害を有する者

②知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所、または、児童福祉法第12条に規定する児童相談所において、療育手帳の障害の程度が最重度、重度、または、中度と判定された者

3. 年金額など

①年金額

対象児1人につき月額7,000円

②支給期間

受給者が認定請求をした日の属する翌月から、その受給権を失った日の属する月までの間とする。

③支給方法

月割計算によるものとし、4月、8月および12月の3期に分けて支給する。（4月支給分は12月～3月、8月支給分は4月～7月、12月支給分は8月～11月）

④対象児が施設などに入所したときは、支給を停止し、月割計算により支給する。

(単位：円)

児童援護金支給一覧

支給額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額
8,030	0人	192万以上 202万未満	1人	230万以上 240万未満	2人	268万以上 278万未満	3人	306万以上 316万未満	4人	344万以上 354万未満	5人	382万以上 392万未満
6,180		202万以上 222万未満		240万以上 250万未満		278万以上 288万未満		316万以上 326万未満		354万以上 364万未満		392万以上 402万未満
4,330		222万以上 232万未満		250万以上 260万未満		288万以上 298万未満		326万以上 336万未満		364万以上 374万未満		402万以上 412万未満
2,480		232万以上 242万未満		260万以上 270万未満		298万以上 308万未満		336万以上 346万未満		374万以上 384万未満		412万以上 422万未満

## 【重度心身障害者等介護手当給付事業（統一時期は平成18年4月1日）】

### 1. 目的

手当金を支給することにより、ねたきり老人および精神、または、身体に重度の障害を有する者の日常生活を介助する者の福祉の増進に資する。

### 2. 対象者

新市内に住所を有する所得税非課税世帯の者で、次のいずれかに該当する障害者など同一の生活を営み、当該障害者などを常時介護している者とする。

ただし、報酬を得て当該障害者などを介護している場合は、対象としない。

(1)身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害、下肢障害、体幹機能障害、または、視覚障害で1級に該当する20歳以上の者

(2)児童福祉法第12条に規定する児童相談所、または、知的障害者

福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所などの判定により最重度、重度に該当する20歳以上の者

(3)介護保険法第27条に規定する介護認定4、または、5に認定されている者

(4)精神保健および精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する20歳以上の者

3. 次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

(1)特別障害者手当、または、経過的福祉手当を受給している者。ただし、支給停止のものは除く。

(2)身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設、その他これに類する施設に入所したとき。

(3)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに入所したとき。

### 4. 手当額など

#### (1) 手当額

障害者等1人につき年額36,000円

#### (2) 支給対象期間

受給者が認定請求をした日の属す

る翌月から、その受給権を失った日の属する月までの間

#### (3) 支給方法

3月に支給する。なお、支給月以前に受給権を失った者については、月割り計算により随時払いを行う。

【重度心身障害者タクシー料金助成事業、身体障害者自動車燃料費助成事業、人工透析患者通院手当】

重度心身障害者タクシー料金助成事業、身体障害者自動車燃料費助成事業、人工透析患者通院手当については、協議の結果、継続して協議することになりました。

## 教育文化部会の事務事業詳細調整結果（その2）

【大規模改造事業、耐震補強事業（統一時期は合併と同時）】

耐震補強事業および大規模改造事業については、以下の新市公立学校施設整備方針に基づき、平成18年度中を目途に基本計画と実施計画を合わせた新市公立学校施設整備計画を作成し、事業を実施していく。

### ○新市公立学校施設整備方針

#### 1. 趣旨

学校（園）施設については、安全性の確保をはじめ、安心でゆとりのある教育環境の確保、地域に開かれた学校づくり、また、新しい観点からの施設整備が求められている。

新市における施設整備をスムーズに進めるため、公立学校施設整備方針を作成する。

#### 2. 整備方針

##### ①安全、安心の確保

児童生徒などの安全を図るため、校（園）舎・屋内運動場の耐震補強を進めるとともに、防犯対策を実施する。

##### ②施設的环境改善

施設の老朽化に伴う改善として、大規模改造を進めるとともに、各施

設の充実を図る。

##### ③新たな観点での施設整備

環境にやさしい学校づくりをはじめ、多様な利用者の利便性を考慮したバリアフリー対策、児童生徒の参加型トイレづくり、相談室の設置などの整備を進める。

### 3. 耐震補強事業の取り組み

#### ①整備の考え方

学校（園）施設については、地震発生時に児童生徒の安全を確保すること、また、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校（園）舎および屋内運動場の施設が必要な耐震性能を保有できるようにする。

#### ②事業の進め方

昭和56年6月の建築基準法改正に伴う「新耐震設計基準」以前の設計で建設された施設のうち未改修の施設で、現在着手している耐震補強事業については継続実施する。

耐震診断実施済みの施設については、その診断結果に基づき、耐力不足などによる緊急度ランクにより進める。なお、老朽化が進んでいる施設については、大規模改造事業との合併施工も検討する。

### 4. 大規模改造事業の取り組み

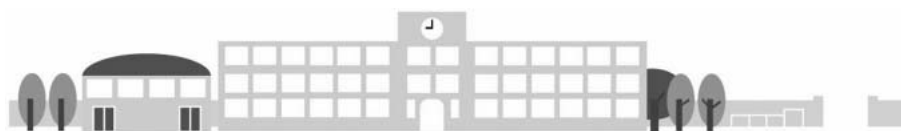
#### ①整備の考え方

老朽化が進んでいる施設や機能が低下している設備などを改修し、また、新たな観点での施設整備を含め、現在の教育のあり方にあった施設づくりなど、教育環境の改善や建物の耐久性の確保を図る。

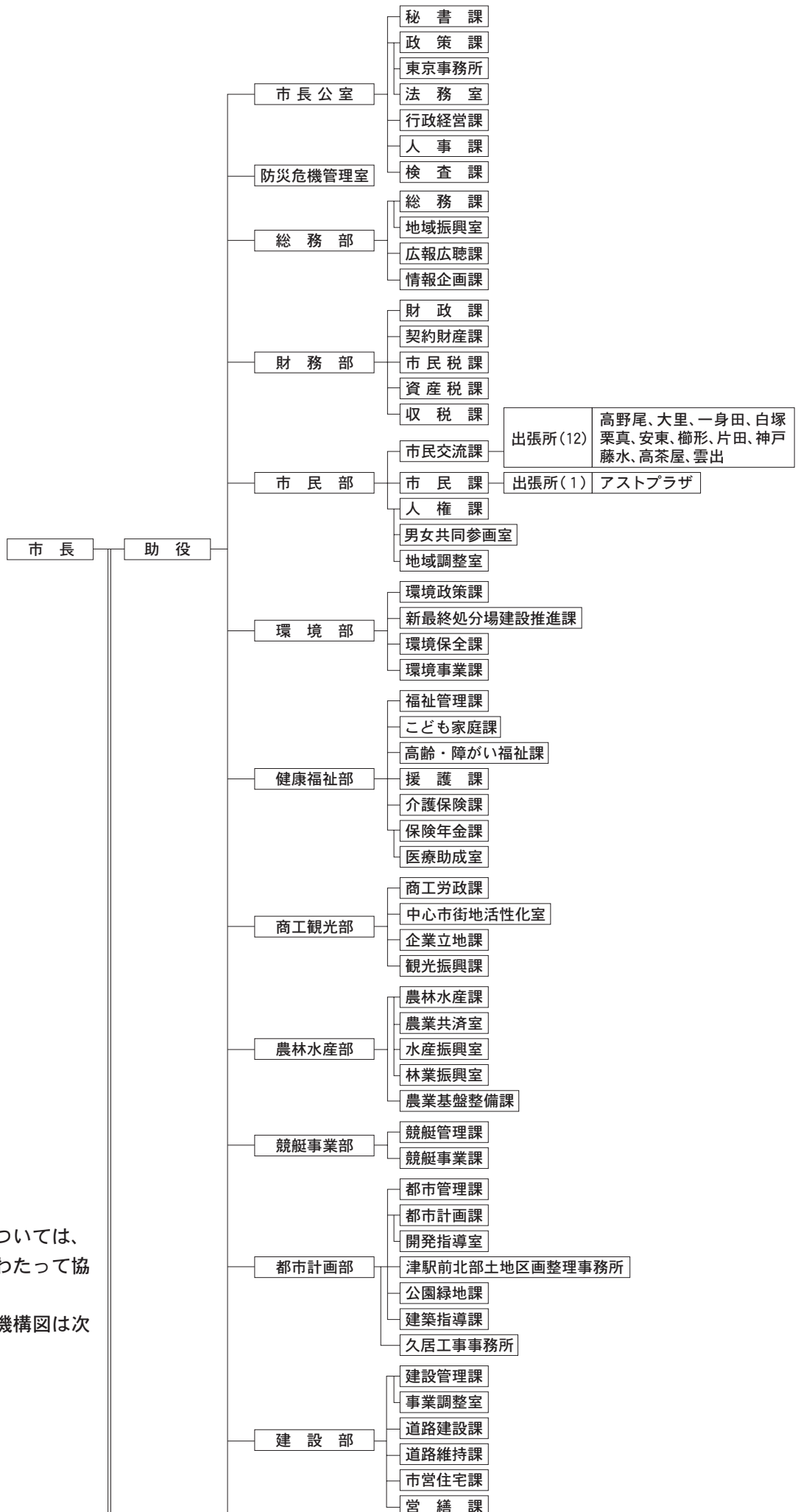
#### ②事業の進め方

耐震性能を有する校（園）舎を優先することとし、安全上、衛生上、管理上、環境上、美観上の項目について、それぞれ建設年度や老朽化の状況を勘案のうえ、緊急性、必要性などの観点から整備を進める。

現在着手している大規模改造事業については継続実施する。

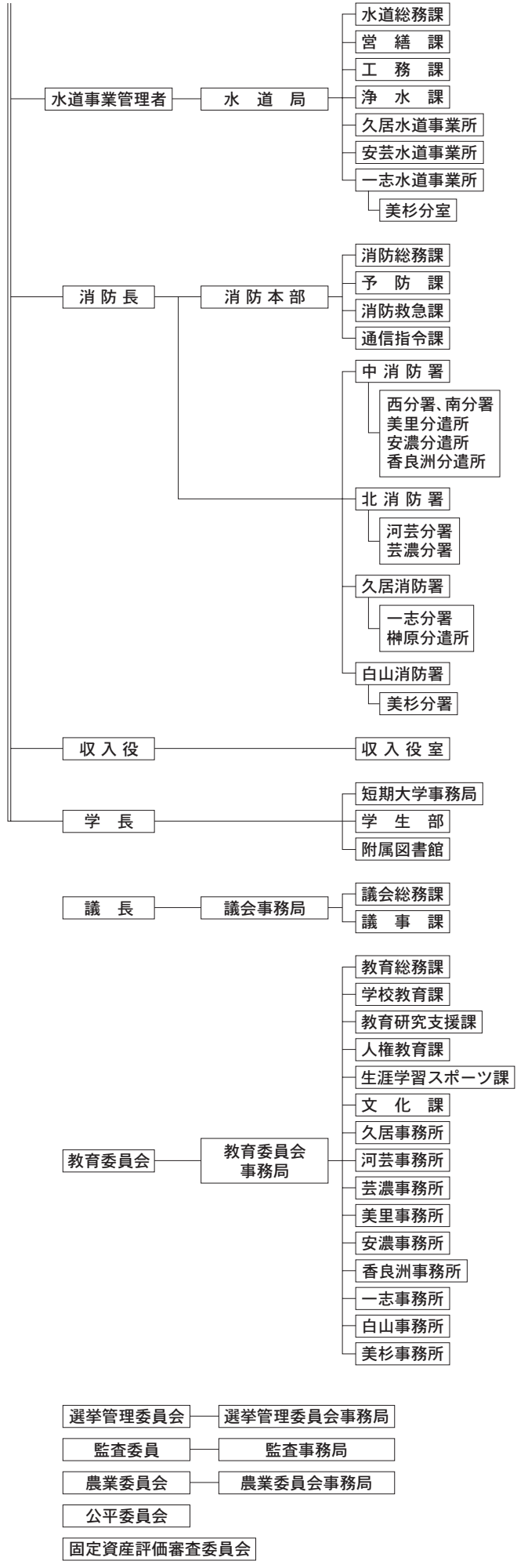
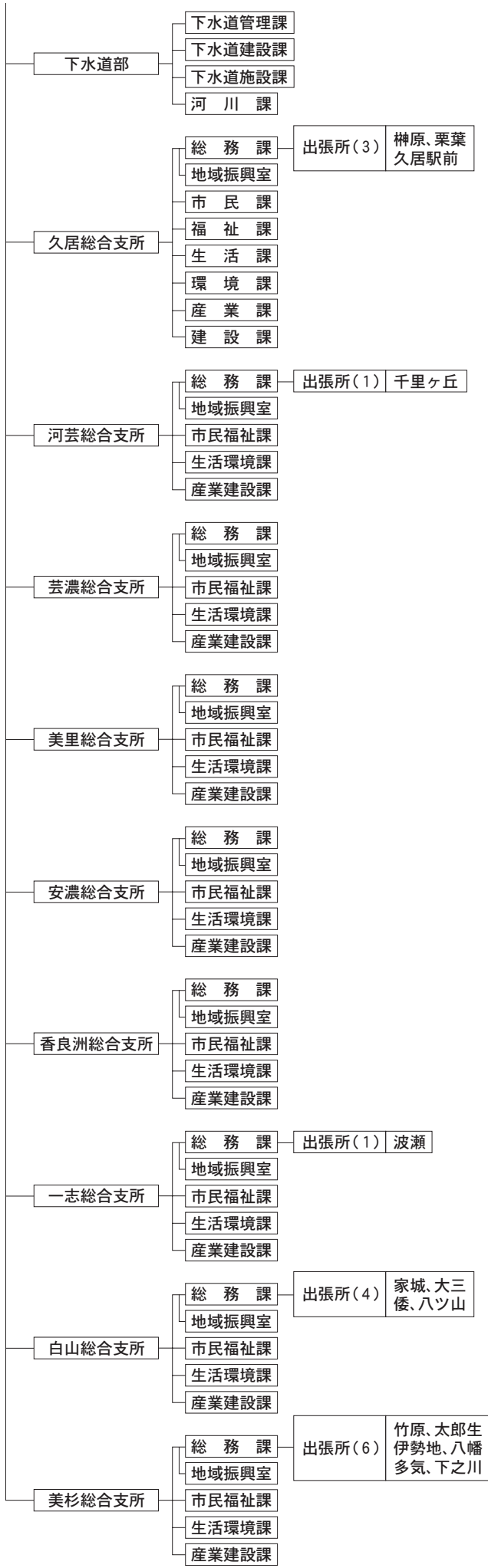


# 新「津市」行政組織機構図



新市の行政組織機構については、素案を含め、約4ヶ月にわたって協議を行い確認されました。

新「津市」の行政組織機構図は次のとおりです。



# 平成18年1月1日の新「津市」誕生に向けて

平成18年1月1日の新「津市」誕生に向けた構成市町村長の声を順次お届けしてきましたが、今月号ですべての市町村長のご紹介が

終わります。

最後に津市長と久居市長の声をお届けいたします。

## 津市長 近藤 康雄



7月25日第40回の合併協議会を開きました。

平成15年1月1日発足以降、40回を重ねた本協議会だけでなく、幹事会とか専門部会で合併のあり方を、およそ1,200回議論して来ました。

今まで、それぞれの地域のために厳しい財政制約の中で苦心して仕事を進めて来た市町村です。

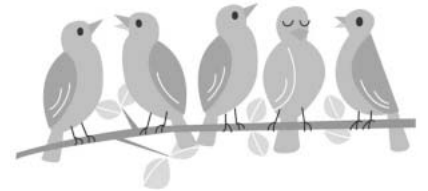
それぞれ個性がありまして、合併後幾分の弾力的な経過措置は止むを得ないのですが、福祉施策などいつまでもばらばらな形は好ましくありませんので統一したあり方を詰めています。

ばらまき感覚や、気に入られよう態度や、財政バランスを軽視した場合あたり議論では進みません。

委員各位は、そうではなく誠実に、どうすれば安定した行政をより市民の幸せのために執行できるのかと念じて進めていただいております。

そのお気持ちの結晶として、ほどなく総て調整事項がまとまります。

10の集合ですから完全無欠なまとまりではないかも知れませんが、合併後市民各位の御理解を得ての更なる行政の充実、進化を期待している昨今です。



## 久居市長 池田 幸一



初秋を迎え、「人に、まちに、暮らしに、やさしさあふれる環境都市ひさい」のランドマークである青山高原の風力発電施設周辺は、都市部よりも一足早い秋の気配の深まりが訪れています。

懸案でありました、10市町村での市町村合併につきましては、今日までの約3年にわたる協議を経て、平成18年1月1日、新「津市」として

新たなスタートを切ることが確定したところでございます。

これもひとえに、市民の皆様をはじめとする関係各位の多大なご理解とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げます。

新たに誕生いたします新「津市」は、人口約29万人、面積約710平方キロを擁し、県都としての行政、文化、産業などの都市機能の集積に加え、豊かな自然環境と多くの観光資源を有するなど、多種多様な地域特性を持ち合わせており、必ずや、次代を担う子どもたちに、活力ある地域社会を創ることにつながるものと確信いたしております。

新「津市」誕生により、久居市は、昭和45年の市制施行以来、約35年の歴史に幕を下ろすこととなりますが、先人の多大なご尽力により築かれて

まいりました豊かな地域特性は、まちづくりの理念であり、市名の由来である「永久鎮居」の願いとともに、確実に新市に引き継がれるものでございます。

広大な市域を有する新「津市」におきましては、新市全体の早急な一体感の醸成に加え、それぞれの地域特性を最大限に活用したまちづくりの推進が求められます。

新市まちづくり計画に掲げる将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現に向け、引き続き、市民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。





# 新「津市」市章デザイン 募集結果

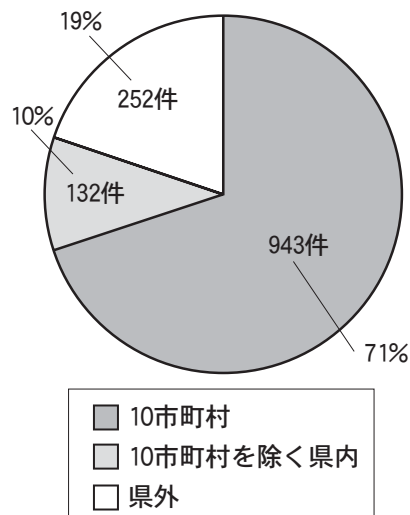
新「津市」市章デザインの募集に対し、10市町村をはじめ、全国から1,327点の応募があり、最年少者は5歳、最高齢者は86歳でした。

多数のご応募をいただき、ありがとうございました。

募集結果は下記の表のとおりでした。

市町村名	応募件数	年齢別応募者数									
		10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	556	48	165	35	77	48	64	49	60	3	7
久居市	138	3	21	15	19	18	14	26	20	2	—
河芸町	23	—	4	1	5	3	—	3	4	—	3
芸濃町	18	—	4	—	—	4	3	4	3	—	—
美里村	10	—	2	—	2	1	—	4	—	1	—
安濃町	36	—	—	3	6	5	5	14	3	—	—
香良洲町	17	—	5	3	—	2	1	3	3	—	—
一志町	71	11	32	1	4	5	7	9	2	—	—
白山町	40	—	2	5	4	—	12	7	9	—	1
美杉村	34	2	3	2	6	7	7	2	5	—	—
10市町村を除く県内	132	—	41	7	8	19	20	24	11	—	2
県外	252	—	1	34	38	62	61	38	16	1	1
合計	1327	64	280	106	169	174	194	183	136	7	14

	応募件数
10市町村	943
10市町村を除く県内	132
県外	252
合計	1,327



## お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。  
お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・現在の津市の水道料金は低い水準だと思うので、合併しても維持してほしい。
- ・合併に伴う事務調整に、一つとして不備を残さないようにしてほしい。
- ・合併後も町や地区の古き良き伝統を絶やすことなく継続してほしい。
- ・高齢者にとって、巡回バスは病院へ行くのに大変便利です。合併しても今までどおり継続してください。
- ・新市にとって財政力も必要であるが、現実には道路網の遅れや公共施設の老朽化が進んでいる。合併による都市基盤の充実が求められる中で、もっと効果的な投資を新市建設計画に明記すべきだ。
- ・介護や子育てなどの社会福祉事業のサービスが低下しないようにしてほしい。また、無医村化が起こることないよう配慮してほしい。
- ・中学生は1番の成長期であり、給食の果たす役割は大きなものです。合併後の中学校給食の実施を切に願う。

- ・合併効果の1つとして人件費の削減を行い、その予算を教育や福祉の推進に活用するべきだ。
  - ・新市の隅々まで行政サービスが行き届くように、明確なビジョンを打ち出してほしい。合併して良かったと思えるような期待を裏切らない市政を目指してほしい。
  - ・幼児期は特に病気、ケガが多いので、乳幼児の医療助成を小学校入学前まで受けることが出来るように要望する。
  - ・議員や職員の給与を減らし、教育や治安の維持に力を入れ、安全なまちづくりを進めるべきだ。次世代の子ども達に借金を残さないように限りある予算を有効に使ってほしい。
  - ・現在の津市には活気が足りないと思う。合併を機に都市計画を見直し、元気なまちづくりをしてほしい。
- ※紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

あなたも足を運んで  
みませんか

## 新「津市」 観光情報

9月の新「津市」観光情報をお届けします。

まだまだ残暑厳しい季節ですが、ハイキングなどで自然豊かな新「津市」を満喫してみませんか。



### 【イベント】

市町村名	日 程	行事名・開催場所	内 容
津 市	9月3日(土)	ツッキーまつり (津競艇場)	この秋に開催される全日本選手権(SG)のレースのカウントダウンイベントとして開催します。 フリーマーケット、ジェットゴムボート試乗会、ペダルボート乗船会、競艇選手とのふれ合いイベント、おたのしみ抽選会など楽しいイベントが盛りだくさんです。
美杉村	9月25日(日)	サンクスフェスタ、ウッディフェスタ (道の駅美杉)	バザーや割引セール、お楽しみ抽選会をします。 プランターなどの木工品作りができるウッディフェスタも同時開催します。

◆内容のお問い合わせは、市町村の担当課へ  
津市競艇事業部 (☎224-5106)、道の駅美杉 (☎275-0399)

### 【ハイキングコース】

コース	行 程	内 容
長谷山ハイキングコース	2～3時間程度	忠盛塚からスタートし、しばらく西に向かって歩くと片田浄水場があり、さらに進むと長谷山の入口があります。登山道の途中には長谷寺があり、石灯笼や石仏を見ながら休憩ができます。長谷寺の境内の右手奥にハイキングコースが続いていて、途中で車道に出ます。この車道を登っていくといよいよ長谷山山頂にたどり着きます。 角点から先に進んで少し下ると右側に下り道があり、30～40分程で麓の広永陶苑に着きます。ここでは登り窯などを見ることができます。
石山観音山歩き	40分程度	芸濃町楠原西部の山中にある石山観音磨崖仏群は、日本各地に残された磨崖仏の中でも比類なき美しさと規模の大きさを誇っています。山のすべてが、ほぼひとつの石で出来ている岩山に、刻み込まれた見事な仏像の数々は、訪れる者に圧倒的な印象と感動を与えてくれます。
経ヶ峰ハイキングコース	4～5時間程度	経ヶ峰は、伊勢と伊賀を分ける布引山地の東縁に位置します。この峰には数々の伝説があり、山頂付近には、長野家の家臣が埋めた大般若経百巻が眠っているといわれます。
大洞山周辺コース	4～5時間程度	中太郎生バス停から東海自然歩道(近畿自然歩道)を大洞山側に登り蔵王公園へ。三多気付近で山頂からは360°の素晴らしい展望が満喫できる健脚コースとスカイランドおおぼらを経て石畳の赴きある道を歩くメインコースに分かれます。それから、倉骨林道手前で合流して下太郎生へ下ります。健脚コースもメインコースも、野鳥の声に耳を傾けながら自然を楽しめるコースになっています。

◆内容のお問い合わせは、市町村の担当課へ  
長谷山ハイキングコース…津市商工労政課 (☎229-3170)、石山観音山歩き…芸濃町産業課 (☎266-2514)  
経ヶ峰ハイキングコース…安濃町企画商工課 (☎228-5512) / 美里村企画課 (☎279-8112)、大洞山周辺コース…美杉村産業振興課 (☎272-8084)

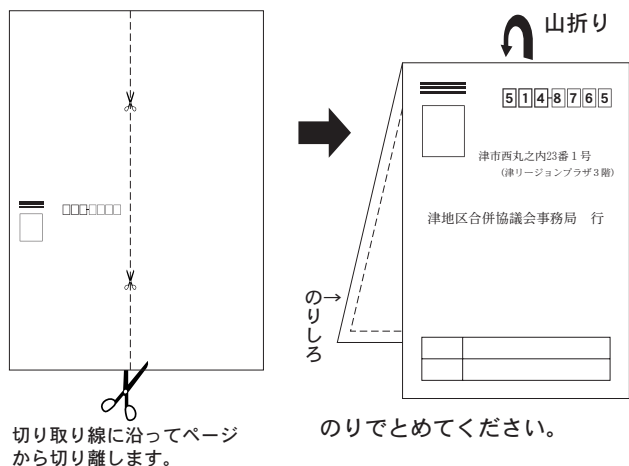


## 返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)



5 1 4 - 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号  
(津リージョンプラザ3階)

(切り取り線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

## 最近の動き

- 8月5日 新「津市」市章デザイン第2次選考
- 6日 中学生議会事前学習会を開催  
美里夏まつり2005で啓発活動を実施
- 21日 中学生議会を開催
- 9月1日 合併協議会だより第28号を発行

## 協議会の開催予定

### ●第41回津地区合併協議会

と き 9月2日(金)、午後3時00分～  
と ころ 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

### ●第42回津地区合併協議会

と き 9月30日(金)、午後3時00分～  
と ころ 芸濃町総合文化センター 町民ホール

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は、事前に事務局へご確認ください。

## 構成市町村の人口 292,484人

津市	165,750人	安濃町	11,449人
久居市	42,460人	香良洲町	5,539人
河芸町	18,540人	一志町	15,313人
芸濃町	8,704人	白山町	13,599人
美里村	4,249人	美杉村	6,881人

平成17年7月1日現在の人口(外国人を含む。)

## 編集/発行

### 津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>